

gTLD登録データ向け暫定仕様に関するEPDPフェーズ2Aについての報告

藏増 明日香（くらましあすか）

日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)
インターネット推進部

EPDPフェーズ2Aの課題

- EPDP（迅速ポリシー策定プロセス）Phase 2の検討課題は、非開示の登録者情報の開示システム（SSAD）。その最終報告書は2020年9月にGNSO評議会で承認された
- Phase 2Aの検討課題は、以下の2つ
 - 登録者が法人である場合と自然人の場合の（情報公開における）扱いの区別について
 - 登録者の連絡先（メールアドレス）として統一の匿名のアドレスを使用することについて
- Phase 2A暫定報告書、2021年6月3日公開

Initial Report of the Temporary Specification for gTLD Registration Data Phase 2A Expedited Policy Development Process

<https://www.icann.org/en/system/files/files/epdp-phase-2a-initial-report-02jun21-en.pdf>

法人 vs. 自然人の問題とは - 1

- 2018年5月に施行されたGDPRは、個人情報の保護（個人情報の非開示等）を求めているが、法人の情報については対象外である
- ICANNのEPDP Teamは、Phase 1において、登録者情報の暫定的な非開示情報の公開方法について正式に決定した
- EPDP Phase 2では非開示情報の公開方法（非開示の登録者情報の開示システム（SSAD））の検討が優先となり、法人情報と自然人の情報の区別方法の問題等はさらに先送りされた

法人 vs. 自然人の問題とは - 2

- 法人情報と自然人情報の公開の検討の問題は結局、Phase 2Aに持ち越された
- 大前提として、自然人の情報は公開するなどのGDPRの求めがある
- ICANNからEU側への2018年12月の正式なレターにおいても、個人情報の扱いについてGDPRに従うべきであると認識している旨のICANNの認識が記載されている
- Phase 2の報告書のAppendix Aにも同様の内容（個人情報伏せられるべきである）が記載されていた

Phase 2A 暫定報告書の勧告の概要

- 暫定勧告 1

- 本件に関するEPDP Phase 1勧告（レジストラおよびレジストリ運用者は法人と自然人の登録を別に扱うことが認められるが、区別は義務ではない）には現時点では変更は加えない。

- 暫定勧告 2

- EPDP TeamはGNSO評議会に対して、（NIS2等の）関連する法改正の adoption と施行、関連する裁判所やデータ保護当局による決定、また、「レジストラおよびレジストリ運用者は法人と自然人の登録を別に扱うことが認められるが、区別は義務ではない」との勧告が確定する場合のSSADの採用可能性をモニターするよう、勧告する。GNSO評議会は、この課題へのインプットやGNSO SG/Cからの新たな情報のみならず、ICANN SO/ACに対しては、この問題が再検討されるかどうか/いつ再検討されるかに関する判断の連絡を期待する。

Phase 2A 暫定報告書の勧告の概要

- 暫定勧告 3

- EPDP Phase 1が示した、WHOIS表示項目に以下の項目等を付け加える

Preliminary Rec #3.

The following additions are made to the EPDP Phase 1 recommendations:

Recommendation #5

The following optional data element (optional for the Registrar to offer to the Registrant and collect) is added to the data elements table:

Data Elements (Collected & Generated*)	Collection Logic
Registrant Legal Person (Yes/No/Unspecified ²⁰)	[MAY / MUST, IF Contracted Party chooses to differentiate*]

Phase 2A 暫定報告書の勧告の概要

- 暫定勧告 4

- 法人と自然人の扱いを区別する場合の指針
(ガイダンス案) の提示

その1 : 法人/自然人を区別する自由があることの提示。登録時または登録後、遅滞なく、あるいは連絡先情報に変更があった場合または変更後に遅滞なく、登録者にその旨 (法人/自然人の区別の自由) について伝えること

その2 : 法人/自然人の区別にあたっては、データ主体 (data subject) の同意がある場合を除き、自然人のデータはGDPRに基づき削除されるべきである

その3 : RDDDSでもSSADでも、あるいは自身のデータセットの場合でも、統一の分類方法 (data element) を使用するべき (should) それによって、開示への対応や判断がスムーズとなる

その4 : 法人として区別される場合の条件を明示すること

Phase 2A 暫定報告書の勧告の概要

その5：登録者が法人であるとされ、個人情報に含まないことと確認する場合には、登録者は登録者のデータをRDDSで公開するべきである (should)

その6：登録者には、間違いを簡単に修正する方法easy meansが与えられるべき (must)

その7：法人でも自然人でも、情報の扱いに差は設けるべきではない（法人でも個人情報を含むかも知れないから）

- 暫定勧告5

- 匿名化された統一の連絡先メールアドレスについて

法人 vs. 自然人の議論のポイント

- 法人と自然人の扱いを区別するべきであること自体について、関係者間で見解の大きな違い等は無かったが、その具体的な実施方法について整理が出来ていない状態だったということ
- Bird & Bird法律事務所から2019年1月25日付の意見書（メモ）が過去に提出されており、そこで法人情報と個人情報との区別の方法に関する提案がなされていた
- ICANN（EPDP Team）は、このBird & Bird法律事務所のメモも考慮に入れて検討作業を進めた

Bird & Birdによる意見書の概要

- Bird & Bird法律事務所からの2021年4月6日付意見書は、2019年1月25日付の意見書（メモ）に続き個人情報を開示しないための方法を提案
- 2019年1月25日付のBird & Bird意見書は、レジストラ等はドメイン名登録者の自己申告を自動的に扱うのではなく、登録者が法人/自然人のどちらかを確認し、また法人のadmin/techの担当者等には個人情報の公開について個別に確認するべきとしていた
- 今回の意見書は、更に具体的なadmin/tecの担当者等への確認方法等を提案

Bird & Birdによる意見書の概要

- 意見書は更に、レジストラ等が確認手続を踏んだにも拘わらず、個人情報公開情報に含まれてしまっていた場合の法的なリスクを検討
- いきなり罰金を課される等の可能性は低く、誤って個人情報が開示されてしまった場合でも修正のための手段が採られ、修正がなされれば、GDPR違反には問われない可能性が高いのではないかと分析
- また、レジストラ等が個人情報が含まれていないか確認のための確認手続を踏んだことは裁判所等によって考慮されるだろうとの見解

Bird & Birdによる意見書の概要

- また、2021年4月27日付の別の意見書では、EU当局、EURid、RIPE-NCCの個人情報開示に対するスタンスを分析
- EURidは、.euドメイン名の登録において法人は住所を公開（個人は住所を載せず）。また、法人の場合も自然人の場合も連絡先メールアドレスは公開している
- RIPE-NCCは、tech/admin contactとして個人情報を（同意を得た上で）掲載している
- これらの事実は前例として、どの程度EU当局等に尊重されるか？

Bird & Birdによる意見書の概要

- 新EU規制（EU Regulation 2019/517）は旧規制（Commission Regulation (EC) No 874/2004）に代わるもの
- Bird & Birdは、この新EU規制（New .EU Regulation）について、“GDPRを遵守するように”と言っているだけで具体的なことは言っていないと指摘
- また同意に基づく個人情報の公開についても、OKともダメとも言っておらず、情報開示についても序文で法執行機関への開示にしか触れられておらず、全体的に曖昧であると指摘

Bird & Birdによる新EU規制への懸念

- **新EU規制への懸念。新EU規制が情報開示やアクセスについてハッキリしないと指摘**
- **規制が特定の関係者による非開示情報へのアクセスに言及しているからと言って、同意に基づく一部の個人情報の公開が否定される訳でもないはず。しかし、新EU規制では、旧規制には含まれていた〈同意に基づく情報開示に関する文言〉が削除されてしまっている。これを理由に当局やEUの裁判所が、情報開示はどのような理由があっても認められないと言い出す可能性が無くはない**

今後の見通し

- Phase 2Aの暫定報告書に対する意見募集期間は、2021年7月19日までだった
- 意見募集結果の報告書が現在公開されたところ
- 法人情報と自然人の情報を区別する結論に変更が生じることはないのではないかと思われるが、公開情報に誤りがあった場合の修正方法等、さらに決めていく必要がある
- 統一の匿名化されたメールアドレスの連絡先については暫定報告書は実現させることは技術的に難しくはないのかとしていたが、意見募集では反対意見も多かったため、さらなる検討が必要と思われる

ご質問等ありましたら・・・

